(別記様式第1号)

| 計画作成年度 | 令和4年度 | | |
|--------|-------|--|--|
| 計画主体 | 日光市 | | |

日光市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名:日光市観光経済部農林課所 在 地:日光市今市本町1番地 電 話 番 号:0288(21)5104 F A X 番 号:0288(21)5575

メールアドレス: nourin@city.nikko.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、 ツキノワグマ、ハシブトガラス、 ハシボソガラス、カワウ、ハクビシン、 タヌキ、アライグマ、アオサギ、ダイサギ、 ゴイサギ |
|------|--|
| 計画期間 | 令和5年度~令和7年度 |
| 対象地域 | 日光市全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

・被害金額及び面積

| | | | | | 1 | | 1 |
|------------------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|-----------------|
| 対象種 | 面積(a) 被害額 (千円) | H29 | Н30 | R1 | R2 | R3 | 被害の 増減傾 向 |
| イノシシ | 面 積 被害額 | 426 763 | 299 674 | 340 1, 193 | 562 2, 175 | 460 608 | 増加 横ばい 減少 |
| ニホンジカ | 面 積 被害額 | 364 1, 118 | 381 1, 554 | 699 1, 858 | 496 1, 609 | 514 793 | 増加横ばい減少 |
| ニホンザル | 面 積被害額 | 52 143 | 82 204 | 171 530 | 70 1, 550 | 6 83 | 増加 横ばい 減少 |
| ツキノワ グマ | 面 積被害額 | 11 28 | 1 1 | 10 945 | | 1 | 増加 横ばい 減少 |
| カワウ | 面 積被害額 | | | | | | 増加 横ばい 減少 |
| ハシフ゛トカ゛ラス ハシホ゛ソカ゛ラス | 面 積被害額 | 1. 1 38 | 8 15 | 1. 1 46 | 7 7 | 4 27 | 増加 横ばい 減少 |
| ハクビシン | 面 積被害額 | 16 75 | 3 2 | 19 115 | 68 496 | 55 912 | 増加 横ばい 減少 |
| タヌキ | 面 積被害額 | 5 17 | _ | 17 18 | _ | 14 6 | 増加 横ばい 減少 |
| アライグマ | 面 積被害額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 増加 横ばい 減少 |

| アオサギ 面 和 ダイサギ 被害8 | _ | 10 23 | _ | _ | 20 4 | 増加 横ばい 減少 |
|----------------------|---|----------|---|---|---------|-----------------|
|----------------------|---|----------|---|---|---------|-----------------|

※被害報告はあるが、被害金額及び面積が不明なものについては「一」としている。

・主な被害作物等の時期

| | TF 初寺の時期 |
|-----------|--|
| 対象種 | 4月・・・・・7月・・・・・ 10月・・・・・1月・・・ |
| イノシシ | イモ・豆類———— 葉物野菜———— ダイコン———— タケノコ—— 水稲—————(水田への侵入被害) |
| ニホンジカ | イモ・豆類―――――――――――――――――――――――――――――――――――― |
| ニホンザル | イモ・豆類 <u></u> ダイコン <u></u> タケノコ <u></u> |
| ツキノワグマ | イモ・豆類———— 葉物野菜———— ダイコン————— |
| カワウ | アユ |
| ハシフ゛トカ゛ラス | 豆類———— |
| ハシホ゛ソカ゛ラス | 果菜———————————————————————————————————— |
| ハクビシン | 果菜———————————————————————————————————— |
| タヌキ | 果菜———— |
| アオサギ | |
| ダイサギ | 水稲(苗)———— |
| ゴイサギ | |

(2)被害の傾向

農作物における被害は、全ての対象種において収穫期である夏から秋にかけて集中するが、冬期においては大根や白菜などの作物、春期においてはタケノコの食害や水田への侵入などの被害が目立つ。

ニホンジカについては、田植え時期の食害が多く見られ、農家は植え直し をすることが多くなった。また、奥日光地域等で植生被害が見られる。

ニホンザルについては、農作物のほとんどが被害対象になっており、 収穫期に被害が集中するが、収穫時期以外でも民家付近に出没している。

また、表中に記載はしていないが、イノシシにおいては農地の土手を掘り返すなどの被害もあり、耕作へ支障をきたすことも考慮すると、間接的な農作物被害といえる。

カワウについては、アユの食害等の漁業被害が発生し、春から夏にかけて 多く見られる。

ハシブトガラス、ハシボソガラスについては、農作物被害だけではなく、 糞害などの生活環境への被害も見られる。

ハクビシン、タヌキについては、農作物被害に加え、糞害、家屋に侵入しての騒音などの生活環境への被害が見られる。

アライグマについては、現時点では被害はないが、近隣の市町で生息が 確認されており、今後の被害が考えられる。

アオサギ、ダイサギ、ゴイサギについては、水稲の苗を踏倒しや食害等が 見られる。

(3)被害の軽減目標

| 指 | 標 | 現状値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-----------|------|------------|------------|
| イノシシ | 被害金額 | 608千円 | 304千円 |
| 1722 | 被害面積 | 4 6 Oa | 2 3 Oa |
| ニホンジカ | 被害金額 | 793千円 | 397千円 |
| ーハンンガ | 被害面積 | 5 1 4a | 2 O 7a |
| ニホンザル | 被害金額 | 83千円 | 4 2 千円 |
| | 被害面積 | 6 a | 3 a |
| ツキノワ | 被害金額 | 1 千円 | 1 千円 |
| グマ | 被害面積 | 1 a | 1 a |
| ハシフ゛トカ゛ラス | 被害金額 | 2 7 千円 | 14千円 |
| ハシホ゛ソカ゛ラス | 被害面積 | 4 a | 2 a |

| | 被害金額 | 9 1 2 千円 | 456千円 |
|--------------|------|----------|-------|
| ハクビシン | 被害面積 | 5 5 a | 2 8 a |
| クフナ | 被害金額 | 6千円 | 3千円 |
| タヌキ | 被害面積 | 1 4a | 7 a |
| アオサギ ダイサギ | 被害金額 | 4 千円 | 2千円 |
| ゴイサギ | 被害面積 | 2 Oa | 1 Oa |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| (4) 征 | 来講じてきた被害防止対策 | |
|-------|--------------------------------|-------------------|
| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| | ・有害鳥獣捕獲事業、 | ・イノシシについては、従事者不 |
| | 市町村捕獲活動支援事業等 | 足などによる個体数の増加や捕獲 |
| | による捕獲 | 難度が高いことにより、捕獲数が |
| | | 思うように増加しない。 |
| | 日光市有害鳥獣捕獲報償金 | 有害捕獲による広域的かつ積極的 |
| | による従事者の捕獲意欲向上 | な捕獲体制を検討する必要があ |
| | | る。 |
| | 日光市野生鳥獣捕獲従事者 | |
| | 確保対策事業による捕獲従事 | ・行政と被害者が情報の共有を |
| | 者傷害保険加入補助(R3実績: | 行い、今まで以上に対策の方向性 |
| | 述べ259名)、狩猟免許取得費 | や効果を検討できる場を設ける |
| 捕獲 | 用などの補助(R3実績:新規免 | 必要がある。 |
| 等に | 許等取得者 述べ5名、免許等 | |
| 関する | 更新者 述べ71名) | │・捕獲促進のため、被害農家など│ |
| 取組 | | を対象として免許取得の促進を図 |
| | ・日光市野生鳥獣対策協議会 | る必要がある。 |
| | による捕獲技術向上・安全管理 | |
| | 研修会の実施(R3実績:射撃研 | |
| | 修1回) | |
| | | |
| | ・日光市野生鳥獣対策協議会 | |
| | によるくくりわなの購入 (R3実 | |
| | 績:280基)、小動物捕獲用箱 | |
| | わなの購入(R3実績:20基)、 | |
| | サル捕獲用箱罠(R3実績:10基 | |
| | [) | |

| | • 日光市農作物等獣害防護対策 | ・農業におけるシカやイノシシ、 |
|-------------|--------------------------------|------------------|
| 防護柵 | 事業による侵入防止柵の設置 | クマの対策として、安価で購入 |
| の設置 | (R3実績:9箇所 4,031m) | できる簡易柵・簡易電気柵の普及 |
| 等に | | を推進する。 |
| 関する | サルパトロール事業による | |
| 取組 | ニホンザルの追上げ・追払い | |
| | 活動 | |
| | ・とちぎの元気な森づくり | ・イノシシの生息域は年々拡大の |
| | 県民税事業(野生獣被害軽減の | 一途にあり、早期の警戒・防除 |
| | ための里山林整備事業) による | 対策など、被害を未然に食い |
| | 緩衝帯の整備及び管理 | 止めるシステムを確立する必要が |
| | | ある。 |
| | • 野生獸森林被害防止対策事業 | |
| | による剥皮被害防止資材の設 | ・イノシシ、ニホンジカ、 |
| | 置 | ニホンザル、ツキノワグマ、 |
| | | カワウ、ハシブトガラス、ハシボ |
| | | ソガラス、ハクビシン、タヌキ、 |
| | | アライグマ、アオサギ、ダイサギ、 |
| | | ゴイサギなど、全ての鳥獣被害対 |
| 上 自理 | | 策において、集落周辺に加害獣を |
| 生息環 | | 寄せ付けないために、緩衝帯の設 |
| 境管理 | | 置のほか、住民に対して家庭ごみ |
| その他の思知 | | や農作物などの残渣、未収穫果樹 |
| の取組 | | を放置しないなど、餌場を作らな |
| | | いための方策を徹底させる必要が |
| | | ある。 |
| | | |
| | | ・集落単位での対策講習会を開催 |
| | | し、被害農家自らが行なえる対策 |
| | | を普及する必要がある。また、被 |
| | | 害に遭っている住民一人ひとりが |
| | | 加害鳥獣の生態や特性を学習し、 |
| | | それに見合った防除方法を検討し |
| | | ていく必要がある。 |
| | | |
| 1 | | |

(5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲事業を効果的に実施できるよう、猟友会等と連携し、対象 地における捕獲体制の強化を図る。なお、事業実施の際は、イヌワシやクマ タカをはじめとする希少猛禽類その他の野生生物の生息の支障とならない ように配慮する。
- ・農林業被害に関しては、集落単位の講習会を行い、加害鳥獣の特性を知るとともに、簡易電気柵設置など、被害者自らが行なえる被害対策を推進する。また、家庭ごみや野菜くずなどの適正処理の徹底や、未収穫果樹の切り倒しを行うなど、誘引物の除去に努めるよう協力を依頼する。
- ・ニホンザル等による生活被害及び商業・人的被害に関しては、戸締りの 徹底や買い物袋を提げて歩かないなど、被害に遭いやすい環境の除去を 目指す。
- ・行政、農業団体、被害集落の代表などをメンバーとする対策協議会に おいて、地域の被害状況に応じた対策が図れるよう、意見交換を実施する。
- ・鳥獣対策を熟知したパトロール員を養成するため、研修会への参加や情報 交換の開催などを図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

| 項目 | 内 | 容 | 備考 |
|------------------------------------|---|---------|--|
| 捕獲の担い手 (狩猟免許所持者) (R4.10月末現在) | 第1種 (第2種 (わな (わな (わな猟免許所持 第1種所持者 (| | |
| 指導者の育成状況 (R4.10月末現在) | 鳥獣管理士 | (2人) | 実施隊員 |
| パトロール従事者 (R4. 10月末現在) | 従事者の延人数(| 2,044人) | 日光 306人 今市1,050人 藤原 328人 栗山 120人 足尾 240人 |

| 管理機材整備状況 (R4. 10月末現在) | イノシシ用箱罠(70台)サル用箱罠(80台)サル用大型囲い罠(10基)クマドラム缶罠(26台) | |
|--------------------------|--|--|
| 地域協議会設置状況 | 設置済み 構成別紙1のとおり | |
| 鳥獣被害対策実施隊 設置状況 | 平成26年10月16日設置名 称:日光市鳥獣被害対策実施隊隊員数:37名(市職員13名、非常勤職員(民間人)24名) | |

(2) 対象鳥獣の捕獲計画

・捕獲数の推移

| 対 象 種 | 捕獲数 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 捕獲数の 増減傾向 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| イノシシ | 狩猟数 | 120 | 159 | 209 | 31 | 37 | 増加 |
| | 駆除数 | 234 | 225 | 556 | 639 | 180 | 横ばい |
| | 計 | 354 | 384 | 765 | 670 | 217 | 減少 |
| ニホンジカ | 狩猟数 | 2, 027 | 1, 666 | 1, 751 | 495 | 2, 185 | 増加 |
| | 駆除数 | 2, 547 | 2, 051 | 2, 370 | 4, 536 | 5, 787 | 横ばい |
| | 計 | 4, 574 | 3, 717 | 4, 121 | 5, 031 | 7, 972 | 減少 |
| ニホンザル | 駆除数 | 290 | 222 | 244 | 300 | 173 | 増加 横ばい 減少 |
| ツキノワグマ | 狩猟数 | 8 | 5 | 4 | 0 | 4 | 増加 |
| | 駆除数 | 5 | 6 | 16 | 15 | 4 | 横ばい |
| | 計 | 13 | 11 | 20 | 15 | 8 | 減少 |
| カワウ | 狩猟数 | 0 | 2 | 2 | 4 | 0 | 増加 |
| | 駆除数 | 5 | 3 | 4 | 5 | 16 | 横ばい |
| | 計 | 5 | 5 | 6 | 9 | 16 | 減少 |

| ハシブトガラス ハシボソガラス | 狩猟数 駆除数 計 | 12 522 534 | 4 375 379 | 11 645 656 | 0 438 438 | 19 414 433 | 増加 横ばい 減少 |
|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| ハクビシン | 狩猟数 | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 | 増加 |
| | 駆除数 | 50 | 34 | 70 | 62 | 41 | 横ばい |
| | 計 | 52 | 35 | 71 | 62 | 46 | 減少 |
| タヌキ | 狩猟数 | 14 | 17 | 25 | 0 | 23 | 増加 |
| | 駆除数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 横ばい |
| | 計 | 14 | 17 | 25 | 0 | 23 | 減少 |
| アライグマ | 狩猟数 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 増加 横ばい 減少 |
| アオサギ | 狩猟数 | 10 | 13 | 14 | 0 | 0 | 増加 |
| ダイサギ | 駆除数 | 8 | 37 | 52 | 71 | 97 | 横ばい |
| ゴイサギ | 計 | 18 | 50 | 66 | 71 | 97 | 減少 |

^{※「}駆除数」とは、有害鳥獣捕獲によって捕獲した個体数のこと。

・捕獲計画数の設定の考え方

イノシシについては、被害は減少傾向であるが、手をゆるめることなく 今市・日光地域を中心に有害鳥獣捕獲を積極的に実施することとする。また、 県内においても豚熱が発生しているため、積極的に有害捕獲を実施する。

ニホンジカについては、被害は横ばい傾向にあるが、市全域で有害捕獲を 実施するほか、越冬地である奥日光・足尾地区で積極的に有害捕獲の強化を 図り、個体数の減少に努める。

ニホンザルによる被害は減少傾向にあるが、有害鳥獣捕獲により積極的に 個体数の減少に努める。

ツキノワグマについては、農業被害だけでなく、市街地に出没するケース も発生していることから、クマを寄せ付けない対策の周知等を徹底すると ともに、捕獲の際はドラム缶わなを使用し、奥山放獣実施体制の整備を 図ることとする。

カワウについては、漁業被害の報告が増加していることから、報告の多い 地域を中心に、有害鳥獣捕獲により加害個体の捕獲に努めることとする。

ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハクビシン、タヌキ、アオサギ、ダイサギ、ゴイサギについては、農業被害だけでなく、糞害による生活被害等が発生しており、被害の多い今市地域を中心に有害鳥獣捕獲を実施することとする。

アライグマについては、現時点では被害はないが、近隣の市町で生息が確認されており、今後、被害が考えられる。

• 捕獲計画頭数

| 5 4 色 料 夕 | 有害 | /# * | | |
|------------------|----------|-----------------|-------|----|
| 対象鳥獣名 | R5 | R6 R7 | | 備考 |
| イノシシ | 700頭 | 700頭 | 700頭 | |
| ニホンジカ | 4200頭 | 4200頭 | 4200頭 | |
| ニホンザル | 500頭 | 500頭 | 500頭 | |
| カワウ | 50羽 | 50羽 | 50羽 | |
| ハシブトガラス | 0 0 0 77 | 0.0.033 | 800羽 | |
| ハシボソガラス | 800羽 | 800羽 | 8004 | |
| ハクビシン | 100頭 | 100頭 | 100頭 | |
| タヌキ | 100頭 | 100頭 | 100頭 | |
| アライグマ | 50頭 | 50頭 | 50頭 | |
| アオサギ | | | | |
| ダイサギ | 50羽 | 50羽 | 50羽 | |
| ゴイサギ | | | | |

(3) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--------------|--|
| R5∼R7 | すべての 対象鳥獣 | ・捕獲の担い手の育成や安全管理、捕獲技術向上を目的とした研修会 ・日光市有害鳥獣捕獲報償金による従事者の捕獲意欲向上 ・狩猟免許取得の促進と補助 ・交付金等活用による捕獲資材(箱わな、くくりわな等)の購入と従事者への貸与の推進 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | | 整備内容 | | |
|---------------|----------|-----------|-----------|--|
| 刈 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | |
| - + > . > . + | ワイヤーメッシュ | ワイヤーメッシ | ワイヤーメッシュ | |
| ニホンジカ | 柵の設置 | ュ柵の設置 | 柵の設置 | |
| イノシシ | L=2,000m | L=5, 000m | L=5, 000m | |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|--|--|--|
| R5∼R7 | | 市職員、実施隊等による指導助言及び設置者(団体)による点検・補修。 | | | |
| R5∼R7 | ニホンザル | 地元猟友会に委託し、追上げ・追払いを実施。 | | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 対象鳥獣 | | 取組内容 | | |
|---------|--------|----------------------|--|--|
| R5∼R7 | | 立木の剥皮被害を防止するため、剥皮被害 | | |
| | ツキノワグマ | 防止帯の設置費用に対し助成事業を実施。 | | |
| R5∼R7 | すべての | とちぎの元気な森づくり県民税事業により、 | | |
| | 対象鳥獣 | 里山林による緩衝帯を整備する。 | | |

- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項
 - (1) 関係機関等の役割

別紙2のとおり

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2のとおり

- 7. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 日光市野生鳥獣対策協議会 | | | | |
|-------------|--------------|--|--|--|--|
| 構成機関の名称及び役割 | 別紙1、3のとおり | | | | |

(2) 関係機関に関する事項

県・隣接市町・関係機関と連携し、広域的な管理対策について検討・実 施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日:平成26年10月16日

名 称:日光市鳥獣被害対策実施隊

隊 員 数:37名(市職員13名、非常勤職員(民間人)24名)

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については、原則として市焼却施設に搬入することとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で 埋設することとする。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限により食肉としての利用が難し いため、ニホンジカの皮の有効利用を図ることを目的とした調査研究及び 普及啓発を実施する。

10. その他被害防止施策に関し必要な事項

イノシシについては、市内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。

令和4年度日光市野生鳥獸対策協議会委員名簿

(任期 令和6年3月31日)

※代表:役職名でなく推薦による

| X1 | て表: 伎 順 役職 | 戦名でなく推薦による 所 属 | 団体 | 役職名 | 氏 | 名 | 備考 |
|----|----------------------|--------------------------|-----|--------------|---|---|----|
| 1 | | 今市地区自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 2 | | 落合地区自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 3 | | 豊岡地区自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 4 | | 大沢地区自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 5 | | 塩野室地区自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 6 | | 日光地域自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 7 | | 藤原地域自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 8 | | 足尾地域自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 9 | | 栗山地域自治会長会 | 会 | 長 | | | |
| 10 | 副会長 | 栃木県猟友会日光支部 | 支 | 部 長 | | | |
| 11 | | 日光市農村生活研究グループ協議会 | 会 | 長 | | | |
| 12 | | 日光地区林業振興協会女性部会 | 会 | 長 | | | |
| 13 | | 日光市農業士会 | 代 | 表 | | | |
| 14 | | 日光市農業委員 | 代 | 表 | | | |
| 15 | | 日光市農業委員会事務局 | 事務 | 5 局 長 | | | |
| 16 | 監事 | JAかみつが日光営農経済センター | セン | ター長 | | | |
| 17 | | 栃木県農業共済組合上都賀支所 | 所 | 長 | | | |
| 18 | 監事 | 日光市森林組合 | 代表常 | そ理事 務 | | | |
| 19 | | 地域鳥獣管理専門員 | | 管理士 | | | |
| 20 | | 栃木県県西環境森林事務所 | 環境企 | 補佐兼 | | | |
| 21 | | 栃木県上都賀農業振興事務所 | | 普及部 長補佐 | | | |
| 22 | | 今市警察署生活安全課 | 課 | 長 | | | |
| 23 | | 日光警察署生活安全課 | 課 | 長 | | | |
| 24 | | 日光森林管理署 | 指 | k 技 術 導 官 | | | |
| 25 | | 日光国立公園管理事務所 | | 公園保護 企画官 | | | |
| 26 | | 日光市水産業連絡協議会 | 会 | 長 | | | |
| 27 | 会長 | 日光市 | 観光部 | だ経済 長 | | | |

クマ等対策連絡網及び役割分担

別紙2

通 報 者 (観光客・地元住民等)

情報受付

(一財)自然公園財団日光支部 (湯元ビジターセンター)

- *奥日光クマの場合
- ·情報提供 · 看板設置

 \longleftrightarrow

(株)日光自然博物館 赤沼自然情報センター

- *奥日光クマの場合
- ·情報提供 · 看板設置

各警察署 生活安全課等

対応

環境省

日光自然環境事務所

TEL 54-1076

FAX 53-4154

- 管理歩道の対応
- ・ 看板の作成・設置

栃木県

県西環境森林事務所 環境企画課

TEL 2 1 - 1 1 7 8 FAX 2 1 - 1 1 8 1

- ・管理歩道の対応
- ・看板の作成・設置

日光市 農林課

TEL 2 1 - 5 1 0 4 FAX 2 1 - 5 5 7 5

各行政センター

産業建設係

- ・ 地元自治会や学校等
- へ回覧等による周知
- ・看板の作成・設置
- 有害鳥獣捕獲

林野庁

日光森林管理署

TEL 22-1069

FAX 22-1072

栃木県 自然環境課

TEL 0 2 8 - 6 2 3 - 3 2 6 1

FAX 0 2 8 - 6 2 3 - 3 2 1 2

栃木県 林業センター

TEL 0 2 8 - 6 6 9 - 2 2 1 1

FAX 0 2 8 - 6 6 9 - 2 2 1 2

捕獲の準備・調査

日光市 観光課

TEL 21-5196

FAX 21-5121

各行政センター観光

詸

・周知、注意喚起

. 栃木県猟友会日光支部

有害鳥獣捕獲・パトロール

※これを基本とし、出没箇所・状況等により対応

○日光市野生鳥獣対策協議会設置要綱

平成25年3月29日

告示第62号

改正 平成31年4月1日告示第42号

(設置)

第1条 野生鳥獣による生活環境及び農林水産物への被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査、検討し、その推進にあたるため、日光市野生鳥獣対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 野生鳥獣による被害状況の調査に関すること。
 - (2) 野生鳥獣による被害対策に関すること。
 - (3) 日光市特定鳥獣保護管理地域計画の策定に関すること。
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる団体が推薦した者及びその団体の職にある者から、 市長が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。
 - (1) 各地域及び各地区の自治会長会
 - (2) 栃木県猟友会日光支部
 - (3) 日光市今市野猿被害対策協議会
 - (4) 日光シカ等食害対策協議会
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 観光経済部長の職にある者
 - (7) その他市長が必要と認める者 (平31告示42・一部改正)

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長及び監事)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人、監事2人を置く。

- 2 会長は、日光市観光経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選によりこれを決定する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(平31告示42·一部改正)

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その 意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第7条 第2条に規定する所掌事務の推進を図るため、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、会長が必要に応じて設置するものとし、部会を構成する者(以下「部会員」という。)は、会長が選任する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「作業部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び部会の庶務は、観光経済部農林課において処理する。

(平31告示42·一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第42号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。